

令和4年度 浜松市ものづくり販路開拓事業費補助金 — 公募要領 —

展示商談会に出展する浜松市内の中小企業者等に対して経費の一部を助成します！
コーディネーターによるハンズ・オン・サポートも受けることができます！

1 補助金制度の目的

当補助金制度は、国内外（県内を除く）で開催される各種展示商談会への出展に対して、出展に要する経費の一部を助成することにより、浜松市において製造業や情報サービス業を営む中小企業者等の自社製品・技術の新たな販路開拓を支援します。

また、展示商談会への出展を通じて、浜松地域の高い技術力と産業集積を国内外に発信することにより、「ものづくりのまち 浜松」の存在感を高め、浜松地域におけるビジネスチャンスを創出することを目的としています。

2 補助対象者

次の(1)(2)のいずれかに該当する者で、市税を滞納していない者、反社会的勢力に関わる企業でない者とする。

- (1) 浜松市内に主たる事業所を有し、製造業（研究開発型の、いわゆるファブレス企業及び自ら企画・製造した製品を提供する企業も対象に含まれる）、情報通信業のうちものづくり製品に関する情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業）を営む中小企業者
※中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）。

ただし、同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している、または複数の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を所有している場合は対象外とする。

※情報通信業のうち情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業）とは、日本標準産業分類に基づく。

※製造業のうち食料品、飲料製造業等は対象外とする。

- (2) (1)に該当する者を1者以上含み、研究開発を目的に2者以上の者で組織された共同体
※(2)は企業や大学等により組織され、(1)に該当する者が共同体の中心作業（補助事業の全体管理や会計処理、補助金交付に係る手続き等）を担うこと。

3 補助対象事業

補助対象期間（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の間に、国内（県内を除く）又は海外において開催される展示商談会（オンライン展示商談会含む）に、自社で製造する製品・自社で保有する技術を出展するために行う事業。

ただし、以下に該当する展示商談会は補助対象外とします。

- ・ 出展に際し、他の団体から助成を受ける場合
（装飾や通訳等の金銭面以外の助成、通常より安価に出展できる場合も含む。）
- ・ リアル展示商談会において、出展料が無料の出展又は出展料の負担のない事業。
- ・ 公的機関や金融機関等が国内の展示会内に設置する共同出展ブース等への出展。
- ・ オンライン展示商談会のうち会期が設定されていないもの又は長期間開催される常設的なもの。
- ・ 物産展、販売会など、その場での販売利益を目的とした出展

※展示商談会の開始時期が前年度中であっても、終了時期が補助対象期間内であれば対象となります。

4 申請条件

(1) 補助回数

・3ヶ年度まで連続して本補助金の交付を受けることが可能です。3ヶ年度連続出展した後の4年目は補助対象外となります。

・国内リアル展示商談会・海外リアル展示商談会・オンライン展示商談会について、年度中に各1件ずつを上限として複数申請が可能です。ただし応募者多数の場合は、1者1展示会を上限として採択の可否を判断する場合があります。

(2) その他

- ・申請後の国内・海外の変更は不可とします。
- ・採択企業者には、出展に際し「浜松ものづくりパンフレット」等を配架・配布していただき、「ものづくりのまち 浜松」をPRしていただきます。また、展示商談会会期中に交換した名刺の写しを報告書とともに提出していただきます。(提出していただいた情報は、法令に定める場合を除き第三者に提供することはありません)
- ・下記(1)、(2)のいずれかに該当する場合、前年度までの当該補助金の採択状況に関係なく、当該補助金の交付を受けることができます。

項目	備考
(1) 令和元年～令和3年度浜松市新産業創出事業費補助金の採択企業	展示会への展示品は、「浜松市新産業創出事業費補助金」にて研究開発した成果物とすること
(2) 令和元年～令和3年度に浜松市が主催した海外見本市ブースへの出展を行った企業	海外の展示商談会への出展に限る

5 補助対象経費

項目	内容
①出展料	展示商談会への出展に伴い、ブース(小間)を借り上げる経費
②展示装飾費	照明、看板等、小間を装飾する経費及び備品リース料
③通信運搬費	ダイレクトメールの発送経費、製品、什器等の搬出・搬入に伴う送料及び梱包経費、通関に要する通関手数料及び運送料、倉庫保管料等 ※関税は除く
④各種工事費・使用料	展示製品(機器)の実演等のために必要となる電気・水道・ガス・インターネット回線等の工事費及び使用料
⑤広告宣伝費	展示商談会への出展に伴い、取引先に発送するチラシ・ポストカード等の作成経費、展示会場で配布する商品・技術紹介用の印刷物、展示会場で使用する商品・技術紹介用の印刷物及びPR動画作成経費、外国語表記の印刷物作成等にかかる翻訳料 ※ノベルティは除く
⑥交通費、⑦宿泊費	会場までの往復の交通費及び宿泊を要する場合はその経費 ※ガソリン代は除く
⑧人件費	海外展示商談会への出展に伴い、臨時に雇用(請負)する通訳やスタッフ等の経費

※すべての補助対象経費について「支払い内容を確認できる書類(請求書・明細書など)」及び「支払ったことが確認できる書類(領収書・振込控など)」を報告書と共に提出してください。書類がない場合、補助対象経費とならないためご注意ください。

※消費税は対象外となるため、交通費等も含めすべて税抜き金額で申請してください。

※補助対象期間内の展示商談会であれば、申請受付期間から遡って経費が補助対象となります。

また、前年度に支払い済みの経費も補助対象となります。

※書類上で用途が明確に判断できないもの、補助事業に直接関係ないもの、補助事業以外でも使用可能な汎用性のあるものは対象外です。

※補助対象として計上したものについて不明な点がある場合、現物もしくは写真等で確認させていただく場合があります。

※オンライン展示商談会については①出展料③通信運搬費⑤広告宣伝費のみ補助対象経費とします。

【補助対象外経費例】

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・税金関係 ・振込手数料 ・購入時の送料 ・展示会の事前説明会等に要する旅費等の経費 ・当該展示会以外でも使用可能な汎用性のある物品（モニター、スピーカー、会社のバナー、のぼり、パンフレットスタンド等）の購入費・印刷費・展示会場で展示する商品サンプルの製作費（レンタルでの対応や展示会終了後に廃棄するような一時的な物品は可）
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・展示品にかかる保険料
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要パンフレットや企業ポスター等の作成・印刷経費 ・出展する展示会で使用する数量を超えるチラシ、パンフレット等の印刷経費 ・ノベルティグッズ代・ホームページの作成経費
交通費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン代 ・交通系 IC カードチャージ料金 ・タクシー代 ・会場以外の目的地への交通費（経由した場合を含む） ・展示商談会開催期間外及び準備期間外の宿泊
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の人件費（給与） ・国内の展示会に出展する際の経費（付随する交通費・宿泊費等の費用含む）

6 補助金額

- ・補助対象経費（税抜）総額の2分の1以内とします。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・オンライン展示商談会の場合、開催場所は主催者の所在地、主要な言語等により総合的に判断します。
- ・原則として、交付決定した額が補助金の上限額になります。
- ・補助金要綱に定める上限額に達していない場合に、事業実施中や事業実施後に想定外の経費がかかったとしても補助金の増額は原則できませんので、当初の補助金申請時に、必要と見込まれる経費を漏れなく申請してください。
- ・1件あたりの補助限度額は下表のとおりです。

出展条件	展示商談会の開催場所	補助限度額
ア：イ以外の通常の出展	国内	200千円
	海外	500千円
イ：下記の条件に該当する場合	国内	300千円
	海外	750千円

項目	備考
令和元～令和3年度浜松市新産業創出事業費補助金の採択企業	展示会への展示品は、「浜松市新産業創出事業費補助金」にて研究開発した成果物とすること

7 申請手続き等の概要

(1) 申請受付先

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(2) 受付期間

・令和4年7月1日（金）～随時募集

・受付時間は月曜から金曜日の午前9時から午後5時まで ※祝日は除く

※今回の2次募集は先着順で交付決定し、補助交付総額が予算枠に達した時点で受付を終了いたします。

(3) 提出書類

下記①～⑦の書類を揃え、受付先へ持込み、または郵送で1部提出してください。

①浜松市ものづくり販路開拓事業費補助金交付申請書（第1号様式）

②申請企業概要書・展示商談会出展計画書（第2号様式）

③収支予算書（第3号様式）

④市税納付・納入確認同意書（第4号様式）

⑤暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）

⑥市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

⑦出展する展示商談会の概要書（リーフレット、出展案内）

⑧会社の概要がわかるパンフレット 等

※応募書類は浜松市のHPからダウンロードできます。

(4) 採択の決定

申請後、申請書類を交付要綱に基づき審査し、予算の範囲内にて決定します。

(5) 通知

採択または不採択の決定は、申請者あてに書面で通知します。採択となった方は、「浜松市ものづくり販路開拓事業費補助金交付要綱」等に基づき事業を遂行してください。

(6) その他

交付決定を受けた後、出展予定の展示商談会が中止となった場合、機構に連絡の上、変更承認申請書をご提出ください。本補助金は、補助事業の完了（出展）により交付されるため、出展を取り止めた場合、既に支払い済みの経費に対しても補助金を交付できませんので、予めご了承ください。

(7) 個人情報について

申請にあたり提供いただいた個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、適正な取り扱いを致しますが、採択された場合は、事業者名、事業名、事業概要等を市のホームページで公表するほか、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行いますのでご承知おきください。

【 補助金交付決定・交付 】

浜松市 産業振興課

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2
TEL : 053-457-2319 FAX : 053-457-2283
HP : <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>
E-mail : sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【 申請受付・お問い合わせ先 】

**公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
事業推進部 経営支援グループ**

〒432-8036 浜松市中区東伊場二丁目 7 番 1 号 浜松商工会議所会館 8 階
TEL : 053-489-8111 FAX : 053-450-2100
HP : <https://www.hai.or.jp/>
E-mail : hanro@hai.or.jp

※各種書類は公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構にご提出ください。

申請内容や事業の進捗等について公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構からヒアリング
をする場合があります。

補助金交付決定の通知、補助金の支払い等は浜松市が実施します。